南企観第 ２５６　号
令和 ３年 ２月 ５日

町内各事業者　様

南種子町長　小園　裕康

南種子町飲食店緊急支援事業給付金について（案内）

事業者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症予防対策につきまして、多大なるご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げますとともに、緊急事態宣言が１１都府県に発令されたことに伴い本町においても外出自粛等による飲食店等の消費が落ち込み、皆様の事業運営に多大なる影響を与えていることに対しましてお見舞い申し上げます。

さて、本町では新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の第５弾として、本町の飲食店等の事業継続を支援するため「南種子町飲食店緊急支援事業」として給付金を支給することといたしました。給付対象事業者におかれましては、漏れなく申請されますようご案内いたします。

記

１．申 請 期 間　　令和３年２月５日（金）～令和３年２月２６日（金）まで（期限厳守）

２．必 要 書 類　　・南種子町飲食店緊急支援事業給付金交付申請（請求）書
・飲食店等を営業するために必要な許可等の写し
（営業許可書・風俗営業許可書・販売許可書の写しなど）
・申請者本人の確認書類（運転免許証・マイナンバーカードの写しなど）
・入金口座通帳の写し
※同封してありますので，署名捺印を必ずお願いいたします。

３．そ　の　他　　・記入漏れや必要書類等の不備があった場合には、受付及び支給ができません。

４．問い合わせ先　　南種子町役場　企画課　観光経済係　（電話　２６－１１１１）
担当：小脇